

はじめに

本研究は、日本国特許法第73条の共有特許権制度からはじまる地味なテーマを対象としている。調査研究題目としては、「アジア主要地域（中国、インド、韓国、台湾、日本）における共有特許権制度とその運用に関する研究」としているが、本研究における留意点は、①知的財産法の分野における比較法的研究であること、②この法分野における途上地域研究として、日本国企業の技術展開への未来像を視点に入れつつも、できるかぎり客観的に対象国における法制、判例、実態を中心にして基礎資料を収集すること、③文献研究はもちろんのことであるが、フィールドワーク的に主要アジア地域における最も正確かつ最新の地域レポートを作成することにある。学会の立場から見て、このような地味な地道な研究計画への支援を認めてくださったことに感謝している。

本研究計画は、究極的には日本型知的財産戦略における共有特許制度のあり方への提言を目標としているが、その前提となる基礎的な研究として、先進国型法システムでなく、アジア途上地域に焦点を当てた比較法的研究を試みたところに特色がある。

“65億人のためのIPR（知的財産権）”ということばに象徴されるように、次世代型のルールづくりの舞台においては、知的財産権が強者の世界制覇の手段として利用されるのではなく、地球的な富の偏在を克服するために有効な制度として活用される必要があると思われる。そのためには地球的規模で公正な技術移転システムの確立が必須であり、共有特許制度も含めて、BRICs諸国やネクスト11といわれる諸国などの途上地域のレベルでも法制度の整備がきわめて喫緊の課題となっているといえよう。

先般、大阪において、このような地味なテーマであるにもかかわらず、画期的な国際シンポジウムが開催できたことも大きな成果であったと考えている。当時のシンポジウムのためだけに、ドイツのChristopher Heath博士、インドのSudeep Kumar博士、中国・清華大学の崔国斌教授、韓国・忠南大学校の鄭次鎬教授、台湾の陳曉恵教授等の錚々たる顔ぶれが揃って盛況で、実務家等を含む聴衆にも大きな反響があり今後の教訓を残したことも特筆すべき出来事であったと思っているところである。

なお、より広範な関連分野の途上国法研究として、法務省法務総合研究所アジア太平洋知的財産権法制研究会編「アジア諸国における知的財産権の行使（エンフォースメント）」（別冊NBL/N0.109）の記録は最近における一つのモデルとして参考になる。

平成19年3月

帝塚山大学大学院法政策研究科教授
研究代表者 江口 順一